

市内事業所の皆さまへ

中津川市障害者試行雇用(トライアル雇用)事業について

市では、社会的、経済的自立をめざしている障がい者の就労を支援するため、「中津川市障害者雇用促進協議会」を設立し、障がい者の雇用拡大を図っています。

「中津川市障害者試行雇用(トライアル雇用)事業」は、障がい者に関する知識や雇用経験がないことから、障がい者雇用をためらっておられる事業所に、障がい者を受け入れていただき、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業です。

(内容)

- 支給対象・・・国のトライアル雇用を実施された事業主
- 対象期間・・・3ヶ月以内
- 奨励金・・・月額2万円以内(勤務実績による)
- 申請先・・・中津川市役所社会福祉課

ハローワークを窓口として実施されている国のトライアル雇用助成(上限4万円)と合わせて受給できますので、市内事業所の方のご活用をお願いいたします。

※ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

- ※ 中津川市障害者雇用促進協議会
事務局：市民福祉部 社会福祉課
担当：井口・成瀬
TEL：66-1111(内619)
FAX：62-0058
E-mail：engo@city.nakatsugawa.lg.jp
- ※ ハローワーク中津川(TEL：66-1337)